

# 感染性廃棄物処理指針

感染性廃棄物処理自主基準改訂版

平成 21 年 5 月

社団法人全国産業廃棄物連合会

はじめに

社団法人全国産業廃棄物連合会は、平成6年8月に”業界が考える感染性廃棄物の処理のあり方”として「感染性廃棄物処理自主基準」を取りまとめ発表しました。初版の作成から約15年が経過する今<sup>1)</sup>、医療関係機関等から排出される廃棄物の質は変わり、その取り扱い上の注意や、収集運搬・処分に携わる従業員が基礎知識として備えておくべき内容は変化しています。処理業界においても、単純焼却以外の処分方法が採用される等、自主基準策定時と異なってきています。

このような中、当連合会は自主基準を全面的に見直し、この度改めて「感染性廃棄物処理指針（以下「指針」と言う）」として策定することといたしました。

見直しに当たっては、処分指針に、平成20年調査<sup>2)</sup>で採用実績が確認できた、熔融処理、マイクロ波滅菌処理、高圧蒸気滅菌処理を追加しました。

一方、この「指針」に合わせてリーフレット「医療廃棄物処理の基礎知識（以下「リーフレット」と言う）」を策定いたしました。リーフレットでは排出から処理までの一貫した流れに沿って、指針に従った処理の例を写真等用いながら示し、安全で適正な処理を行うに当たって留意すべき具体的事項を、その根拠となる「法」、「マニュアル<sup>3)</sup>」等を明記してまとめています。

医療廃棄物処理業者は、本指針に従い従業員の安全にも配慮し、遵法は当然の事、更に質の高い処理を目指して努力して下さい。リーフレットは社内手順の確立、従業員の教育等を実施に向けて参考にして頂くことを想定して作成していますので是非ご活用下さい。

本指針は業界指針であり何ら法的な拘束力を持つものではありません。しかし、この指針を活用することで、医療関係機関等の排出事業者の環境管理に貢献するとともに、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることにもつながります。

医療廃棄物処理業者に本指針が周知され、リーフレットが広く利用されることで、医療関係機関等からの当業界への安心した処理委託が可能となるよう望みます。

最後になりましたが、この度の見直しに当たっては、鳥取環境大学教授 田中勝氏、東京慈恵会医科大学臨床検査医学講座 保科定頼氏の両氏に貴重なるご助言を賜りました。ここに深く御礼申し上げます。

平成21年5月

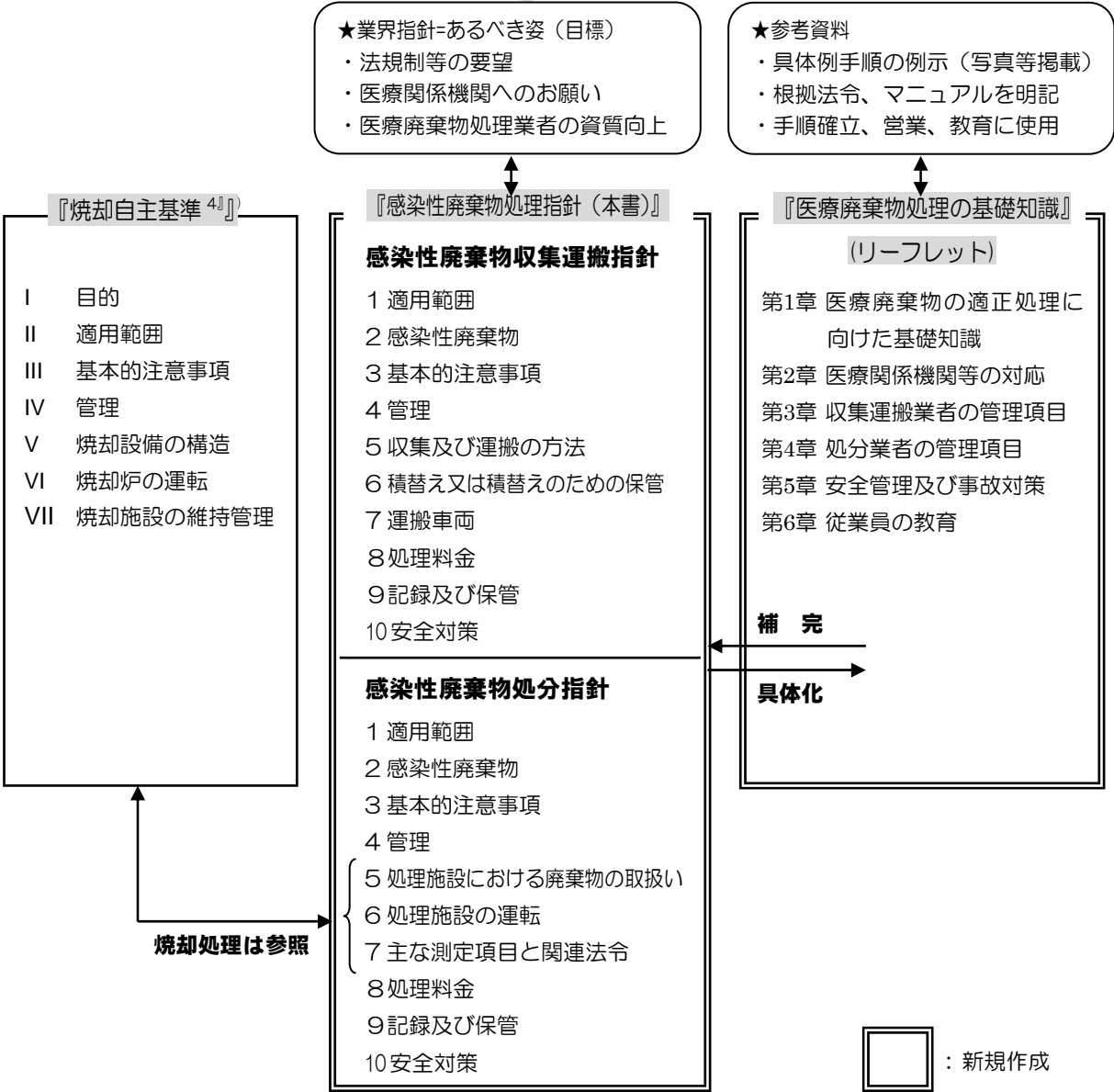
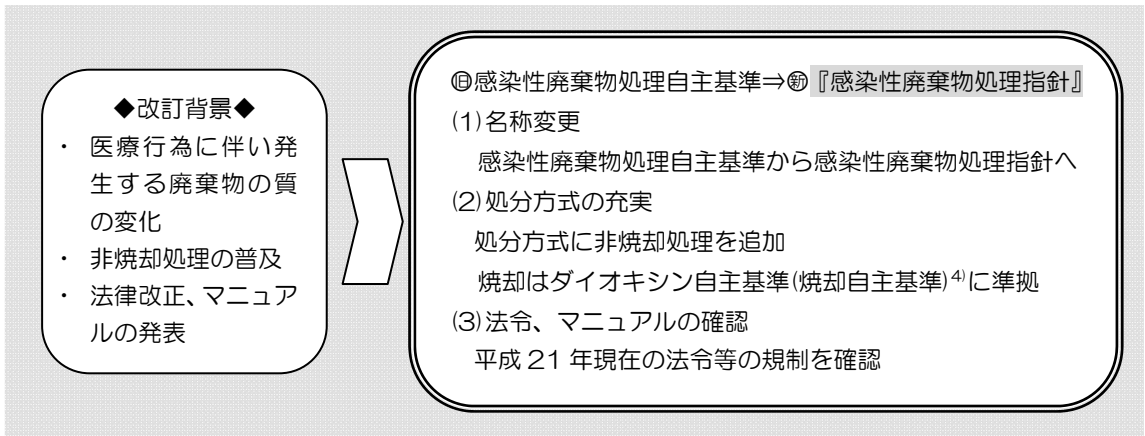
社団法人全国産業廃棄物連合会  
医療廃棄物部会 部会長 渡辺昇

---

1)平成11年1月にダイオキシン類にかかる法規制に合わせて処分基準を改訂

2)「医療廃棄物の適正処理に関するアンケート調査」連合会（平成20年2月21日）

3)「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」環境省 廃棄物・リサイクル対策部（平成21年5月）



4) 焼却処理の詳細は連合会策定の「ダイオキシン類発生抑制のための産業廃棄物焼却自主基準」を参照することとし、本指針には詳細を記載していない。

## <目 次>

### 感染性廃棄物収集運搬指針

感染性廃棄物収集運搬指針 .....	1
1 適用範囲 .....	1
2 感染性廃棄物 .....	1
3 基本的注意事項.....	1
3.1 法令等の遵守.....	1
3.2 排出事業者・処分業者との連携.....	1
3.3 排出事業者に対する協力依頼.....	2
3.4 病原性及びその他の危険性に対する注意.....	3
4 管理.....	3
4.1 従業員の教育.....	3
4.2 手順書.....	4
5 収集及び運搬の方法 .....	4
5.1 非感染性廃棄物との区分.....	4
5.2 容器もしくは梱包方法 .....	4
5.3 容器及び梱包材の再使用の禁止 .....	4
5.4 移し替えの禁止 .....	4
5.5 感染性廃棄物の受領.....	4
5.6 収集方法 .....	4
5.7 運搬の方法 .....	5
6 積替え又は積替えのための保管 .....	5
6.1 積替え.....	5
6.2 保管 .....	5
6.3 非感染性廃棄物との区分.....	5
6.4 感染性廃棄物の取扱量等の把握.....	5
6.5 積替えのための保管中の感染性廃棄物の管理 .....	5
6.6 感染性廃棄物の表示 .....	6
6.7 消毒 .....	6
6.8 管理者の設置.....	6
6.9 積替えを行う場所及び積替えのための保管施設の構造.....	6
7 運搬車両 .....	6
7.1 運搬車両の構造 .....	6
7.2 運搬車両の消毒 .....	7
8 処理料金 .....	7
9 記録及び保管 .....	7
10 安全対策 .....	7
10.1 安全対策の必要性.....	7
10.2 安全衛生管理.....	7
10.3 感染性の確認.....	7
10.4 感染性廃棄物の流出、飛散防止 .....	7
10.5 健康管理.....	8
10.6 作業管理 .....	8
10.7 応急措置.....	8

# <目 次>

## 感染性廃棄物処分指針

1 適用範囲 .....	9
2 感染性廃棄物 .....	9
3 基本的注意事項 .....	9
3.1 法令等の遵守 .....	9
3.2 排出事業者・収集運搬業者との連携 .....	9
3.3 排出事業者に対する協力依頼 .....	10
3.4 病原性及びその他の危険性に対する注意 .....	11
4 管理 .....	11
4.1 従業員の教育 .....	11
4.2 手順書 .....	12
5 処理施設における感染性廃棄物の取扱い .....	12
5.1 感染性廃棄物の受入 .....	12
5.2 感染性廃棄物の取扱い .....	12
5.3 容器及び梱包材の再利用の禁止 .....	13
5.4 移し替えの禁止 .....	13
5.5 感染性廃棄物の保管 .....	13
6 処理施設の運転 .....	13
6.1 感染性廃棄物の供給 .....	13
6.2 感染性廃棄物の処理 .....	14
7 主な測定項目と関係法令 .....	15
7.1 焼却・溶融処理 .....	15
7.2 高圧蒸気滅菌・マイクロ波滅菌処理 .....	16
8 処理料金 .....	16
9 記録及び保管 .....	16
10 安全対策 .....	16
10.1 安全対策の必要性 .....	16
10.2 安全衛生管理 .....	16
10.3 感染性の認識 .....	17
10.4 感染性廃棄物の流出、飛散防止 .....	17
10.5 健康管理 .....	17
10.6 作業管理 .....	17
10.7 応急措置 .....	17

# 感染性廃棄物収集運搬指針

## 1 適用範囲

本指針は、特別管理産業廃棄物収集運搬業者が行う感染性廃棄物の収集、運搬及び積替え又は積替えのための保管について適用する。

## 2 感染性廃棄物

本指針でいう感染性廃棄物とは、医療関係機関等から排出される廃棄物のうち、人が感染し若しくは感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物をいう。尚、感染性廃棄物の判断基準については環境省の「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」によること。

## 3 基本的注意事項

### 3.1 法令等の遵守

以下に示す関係法令等を遵守すること。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (2) 道路運送車両法
- (3) 道路交通法
- (4) 廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル
- (5) 都道府県・市町村等における関係条例
- (6) その他関連法令等

### 3.2 排出事業者・処分業者との連携

感染性廃棄物の適正な処理を確保するため、収集運搬段階での注意だけではなく、排出事業者（「感染性廃棄物を排出する医療機関等を言う。」以下同じ。）及び処分業者と密接な連絡を行い、排出及び処分の過程における感染性廃棄物の取扱いを適正にすること。

特に次の事項について注意すること。

- (1) 排出事業者と事前に処理委託契約を書面により結ぶこと。
- (2) 以下の事項及びその他収集運搬を行うにあたって必要な事項について、排出事業者と話し合い、取り決めをすること。
  - ① 感染性廃棄物の種類及び発生量
  - ② 感染性廃棄物の発生過程や発生場所
  - ③ 排出事業所内での分別及び保管の方法
  - ④ 収集方法及び頻度
  - ⑤ 処分場所及び処分方法
- (3) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）を使用すること。
- (4) 容器及び梱包材の状態や感染性廃棄物の性状が委託契約内容と異なる等通常と異なっている場合、及び産業廃棄物管理票（マニフェスト）の記載に問題があ

る場合等の対処方法について、あらかじめ排出事業者及び処分業者と打ち合わせておくこと。また、異常時には排出事業者及び処分業者と連絡を取り合い、適切に対処すること。

### 3.3 排出事業者に対する協力依頼

感染性廃棄物を排出する医療関係機関等に対しては、作業中の感染や環境汚染等の危険を防止するために次のように区分して排出するよう協力を得ること。

焼却時に有害ガスが発生しない材質でフタにはゴムパッキンや粘着パッキン等が装着された容器を用いるよう協力を得ること。

#### 3.3.1 感染性廃棄物の区分

感染性廃棄物は、「鋭利なもの」、「固形状のもの」、「液状又は泥状のもの」の3種類に区分すること。それらに区分しないで一括収納する場合は、同一の施設で処分する場合に限るものとし、各感染性廃棄物の性状に適した材質等を併せ持つ容器を用いなければならない。

#### 3.3.2 表示

感染性廃棄物であることを識別できるよう容器に表示すること。感染性廃棄物の区分が判別できるようにその内容を明示すること。

また、非感染性廃棄物の梱包容器には、容器に非感染性廃棄物であることをラベル等により表示すること。

#### 3.3.3 鋭利な感染性廃棄物の収納

注射針、メス等の鋭利なものは、作業員への感染事故等を防止するために、耐貫通性かつ耐水性で、さらに処分に適した容器及び梱包材に入れて密閉すること。なお、プラスチック袋を使用する場合には、透明な袋を使用すること。

#### 3.3.4 固形状の感染性廃棄物の収納

固形状のものは、耐水性でかつ運搬作業に耐え得る物理的強度を有すると同時に、処分に適した容器もしくは梱包方法により密閉すること。

#### 3.3.5 液状又は泥状の感染性廃棄物の収納

液状又は泥状のものは、廃液等が漏出しないよう密閉でき、かつ処分に適した容器を使用すること。

#### 3.3.6 区分しない場合の収納

鋭利なもの、固形状のもの、液状又は泥状のものを区分しないで、一括収納する場合は、耐貫通性があり廃液等が漏出せず、さらに処分に適した堅牢な密閉容器を使用する

こと。また容器のわかりやすい位置に一括収納であることを表示すること。

### 3.3.7 処理の委託に係る通知文書

あらかじめ委託しようとする感染性廃棄物の種類、数量、性状、荷姿、取扱上の注意事項を記載した文書を交付すること。

## 3.4 病原性及びその他の危険性に対する注意

感染性廃棄物の取扱いにあたっては、病原体によって収集運搬に従事する職員の健康及び周辺の生活環境を損なうことがないように、十分に注意すること。また、感染性廃棄物には、有害化学物質や引火性物質等を含む場合もあるので、その取扱いにあたっては、有害性や引火性等についても十分に注意すること。

特に次の事項について注意すること。

- (1) 容器及び梱包材を破損、汚損しないように丁寧に扱うこと。
- (2) 感染性廃棄物は、容器及び梱包材に収納したまま取扱うこと。
- (3) 感染性廃棄物の性状と組成を正確に把握すること。
- (4) 火気の取扱いに注意すること。
- (5) 薬品等が付着したプラスチック類は、ケミカルハザード、特別管理産業廃棄物として処理すること。

## 4 管理

### 4.1 従業員の教育

感染性廃棄物の収集運搬を行う業者は、全従業員に対して必要な教育・訓練を継続的かつ計画的に実施し、感染性廃棄物の適正な処理に必要な知識及び技能を保持させること。教育・訓練の項目は次の例を基本とする。

#### 4.1.1 感染性廃棄物の化学性状、物理性状及び環境関係法令等に関する知識及び技能

感染性廃棄物を取扱うために必要な物理、化学等の基礎知識、及び法律等について習得する。

#### 4.1.2 微生物、感染症及び感染症の予防等に関する知識及び技能

感染性廃棄物の持つ危険性とその対象について認識する。

#### 4.1.3 毒劇物及び危険物に関する知識及びその取扱いに関する技能

医療機関から排出される廃棄物には感染性以外の危険性もあるため、引火性、毒性等感染性以外の危険性について認識する。

#### 4.1.4 感染性廃棄物の取扱いに関する知識及び技能

容器及び梱包材の知識、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の記載項目に対する知識、



非常時の対処方法等感染性廃棄物の日常の取扱い方法について習得する。

#### 4.1.5 労働安全衛生に関する知識及び技能

安全に日常業務を遂行するための知識、業務上の危険性及び不測の事態が発生した場合の対応方法等を習得する。

### 4.2 手順書

感染性廃棄物の収集運搬を行う処理業者は、感染性廃棄物の取扱いの詳細な手順書を策定し、それに従って業務を行うこと。

## 5 収集及び運搬の方法

### 5.1 非感染性廃棄物との区分

感染性廃棄物の収集又は運搬にあたっては、感染性廃棄物が非感染性廃棄物を汚染することがないように、それぞれを区分して取扱うこと。区分して取扱わない場合は、非感染性廃棄物であっても感染性廃棄物として取扱うこと。

### 5.2 容器もしくは梱包方法

感染性廃棄物の排出事業所内保管及び収集運搬に際しては、分別の種類及び方法、収納する感染性廃棄物の種類及び性状等を考慮して、適切な容器又は梱包方法を用いて感染性廃棄物を収納すること。

### 5.3 容器及び梱包材の再使用の禁止

感染性廃棄物を収納した容器及び梱包材は、感染性廃棄物を収納したまま取扱うものとし、容器及び梱包材の再使用は行わないこと。

### 5.4 移し替えの禁止

容器及び梱包材に入った感染性廃棄物は、感染を防止する観点から、積込み・積降ろし場や車上を問わず他の容器及び梱包材に移し替えや圧縮処理は行わないこと。

### 5.5 感染性廃棄物の受領

感染性廃棄物の受領にあたっては、排出者側の管理担当者の立ち合いを求めること。その際には、感染性廃棄物の種類、数量、性状、取扱い方法等を記載した産業廃棄物管理票（マニフェスト）を確認のうえ、容器及び梱包材の破損や内容物の漏出等にも注意を払うこと。万一容器及び梱包材の破損や内容物の漏出等があった場合には、受領しないこと。

### 5.6 収集方法

感染性廃棄物の保管場所からの収集は、手押し車等を使用し、部外者と出会う可能性の少ない経路を通して運搬車両に搬入すること。

## 5.7 運搬の方法

感染性廃棄物の収集運搬に際しては次によること。

### 5.7.1 文書携帯等

収集運搬の際には、感染性廃棄物の種類、取扱上の留意事項を記載した文書の携帯、又は運搬容器に当該事項が表示したものであること。

### 5.7.2 事故防止

収集運搬の際には、道路交通法等関係法令を遵守し、また時間的余裕にも配慮して、交通事故の防止に努めること。

## 6 積替え又は積替えのための保管

### 6.1 積替え

感染性廃棄物は、収集後、直接処分施設に運搬しなければならない。ただし、運送効率の向上を目的とし、本指針の定めに従って管理かつ、許可を有している場合に限り、積替えを行うことができる。

### 6.2 保管

運搬時における感染性廃棄物の保管は、積替えの場合を除き行ってはならない。積替えを行う場合は、施設内で行うこととし、保管量は可能な限り少量で、かつ速やかに処分施設に搬入すること。保管数量は1日当たりの平均搬出量×7を超えないこと。

### 6.3 非感染性廃棄物との区分

感染性廃棄物を積替え又は積替えのための保管を行う場合は、感染性廃棄物が非感染性廃棄物を汚染することがないように、それぞれを区分して取扱うこと。

### 6.4 感染性廃棄物の取扱量等の把握

感染性廃棄物は、搬入した感染性廃棄物毎の搬入日、搬入数量、搬出した感染性廃棄物毎の搬出日、搬出数量等を記録し、感染性廃棄物取扱量及び感染性廃棄物毎の保管日数等を常時把握しておくこと。なお、この記録は産業廃棄物管理票（マニフェスト）とともに保管しておくこと。

### 6.5 積替えのための保管中の感染性廃棄物の管理

感染性廃棄物は、排出事業者を特定できる状態を保ち、整頓して保管すること。

その他、特に次の事項について注意すること。

- (1) 感染性廃棄物の腐敗を防止すること。
- (2) 悪臭の発生を防止すること。

(3) ねずみの生息及び害虫の発生を防止すること。

## 6.6 感染性廃棄物の表示

感染性廃棄物の積替えを行う場所及び積替えのための保管場所には、関係者の見やすい個所に感染性廃棄物の積替え場所及び保管場所の表示をするとともに、取扱いの注意事項を記載すること。必要に応じてマニュアルを別途整備すること。

## 6.7 消毒

感染性廃棄物の積替えを行う場所及び積替えのための保管場所は、使用頻度に応じて定期的に消毒すること。

## 6.8 管理者の設置

積替え又は積替えのための保管場所には、管理者をおくこと。

## 6.9 積替えを行う場所及び積替えのための保管施設の構造

積替えを行う場所及び積替えのための保管施設は、次に示す構造であること。

- (1) 保管物が風雨にさらされず、関係者以外の人間、犬、猫等が侵入できない建屋とし、施錠を行うこと。
- (2) 排出事業所から受領した状態を保ち、容器の破損や内容物の漏洩等が発生しないように保管すること。また廃液等が地下に浸透することがないように、床を設けるか舗装を施すこと。
- (3) 常に洗浄ができるように給水栓を設けること。
- (4) 腐敗するおそれのある感染性廃棄物を取扱う場合は、冷蔵設備を設け、感染性廃棄物の腐敗を防止すること。

## 7 運搬車両

### 7.1 運搬車両の構造

感染性廃棄物の運搬にあたっては、その他の廃棄物と混載しないこと。

感染性廃棄物の収集運搬には、以下の構造及び設備を有する自動車を使用すること。

- (1) 金属もしくは強化プラスチック等の堅牢な材質による壁及び屋根で覆われた荷室とすること。
- (2) 感染性廃棄物を積み込む荷室と運転席の間は遮断すること。
- (3) 腐敗するおそれのある感染性廃棄物を収集運搬する場合には、保冷できる設備を備えること。
- (4) 漏出事故等に備え、次亜塩素酸ナトリウム1%溶液等の消毒剤及び消火器等を備えておくこと。
- (5) 受領した感染性廃棄物の重量を把握するために、計量器を備えておくこと。

## 7.2 運搬車両の消毒

感染性廃棄物の運搬車両は、常に清潔に保ち、頻繁に消毒、洗浄を行うこと。

## 8 処理料金

契約に先立って排出事業者毎に処理料金を提示すること。なお、提示する料金は、適正処理に必要な費用の積算に基づくものとする。

## 9 記録及び保管

感染性廃棄物の収集、運搬及び積替えならびに積替えのための保管については排出事業者名、取扱い数量、作業年月日、運搬先、作業者名、運搬車両番号等、各社で定めた事項を記録し、法に定められた帳簿類、産業廃棄物管理票（マニフェスト）と同様にそれらを年度毎に閉じて、5年間保存すること。

## 10 安全対策

### 10.1 安全対策の必要性

感染性廃棄物を取扱う職員に対しては、安全に日常業務を遂行するため、ならびに不測の事態が発生した場合に、迅速でかつ適切な措置を講じることができるように、特に感染予防を中心として安全対策を講じておかなければならない。

### 10.2 安全衛生管理

危険予知訓練（KYT）の奨励等、安全衛生管理体制の向上に努めるとともに、連合会が作成する「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説」等を用いて社内体制を構築するとともに、「安全衛生チェックリスト」により定期的なチェックを行うこと。

平成18年4月より、労働安全衛生法にリスクアセスメントの実施が努力義務規定として設けられた。収集運搬業者は危険性又は有害性等の調査の実施とその結果に基づき、必要な措置を講ずること。

### 10.3 感染性の確認

血液、体液等の混入又は付着したものは、感染の危険性のあるものとして、細心の注意を払い取扱うこと。また、排出事業者と事前に打ち合わせをし、感染性廃棄物の性状等を十分把握すること。

### 10.4 感染性廃棄物の流出、飛散防止

容器や梱包等の状態を常に把握し、感染性廃棄物の流出及び飛散を防止すること。もし流出又は飛散した場合は、速やかに汚染場所の消毒及び洗浄を行い、関係機関に連絡すること。

## 10.5 健康管理

感染性廃棄物を取扱う従業員に対しては、常に健康状態を把握するとともに、最低年1回定期検診を行い、その際にHBs抗体価等の測定及び予防接種等を行うこと。

## 10.6 作業管理

感染性廃棄物を取扱う場合は、ゴム又はビニール製あるいは革製の手袋等の必要な保護具を着用すること。また、流水での手洗いを頻繁に行うとともに、常に作業場の消毒、清掃等を行うこと。

## 10.7 応急措置

日常業務での感染事故は、正しい知識を持ち、注意事項を遵守しておけばほとんど避けられる。また、汚染を受けた場合でも、適切な措置が速やかにとられることで大部分の感染、発症が防止できる。

感染性廃棄物を取扱ううえでの、針刺し、やけど、発火・発煙等の事故が発生した場合の応急措置の例は以下のとおりである。これらの応急措置方法を各社で定めておくこと。

### 10.7.1 針刺し

針刺し事故が発生した場合には、直ちに、流水で十分洗浄しながら、血液を絞り出した後、直ちに専門医の診察を受けること。

### 10.7.2 やけど

大量の流水で15分以上洗浄すること。その後早急に専門医による治療を受けること。

### 10.7.3 発火・発煙等

感染性廃棄物が発火又は発煙した場合は、直ちに消火に努め、被害の拡大を防止する措置を講ずること。なお、消火器の操作が十分行えるよう訓練しておくこと。

# 感染性廃棄物処分指針

## 1 適用範囲

本指針は、特別管理廃棄物処分業者が行う感染性廃棄物の処分について適用する。また、感染性廃棄物の処分方法として、焼却処理、熔融処理、高圧蒸気滅菌処理、マイクロ波滅菌処理を対象とする。

本指針は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律における許可対象外の施設、及び大気汚染防止法の規制対象外の施設に対しても適用する。

## 2 感染性廃棄物

本指針でいう感染性廃棄物とは、医療関係機関等から排出される廃棄物のうち、人が感染し若しくは感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物をいう。

## 3 基本的注意事項

### 3.1 法令等の遵守

以下に示す関係法令等を遵守すること。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (2) 環境基本法
- (3) 大気汚染防止法
- (4) 水質汚濁防止法
- (5) 騒音規制法
- (6) 振動規制法
- (7) 悪臭防止法
- (8) 劇物毒物取締法
- (9) 廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル
- (10) 都道府県・市町村等における関係条例
- (11) その他関連法令等

### 3.2 排出事業者・収集運搬業者との連携

感染性廃棄物の適正な処理を確保するため、処分段階での注意だけでなく、排出事業者及び収集運搬業者と密接な連絡を行い、排出及び収集運搬の過程における感染性廃棄物の取扱いを適正にすること。

特に次の事項について注意すること。

- (1) 排出事業者と事前に処理委託契約を書面により結ぶこと。
- (2) 以下の事項及びその他処理を行うにあたって必要な事項について、排出事業者と話し合い、取り決めをすること。
  - ① 感染性廃棄物の種類及び発生量

- ② 感染性廃棄物の発生過程
  - ③ 排出事業所内での分別及び保管の方法
  - ④ 収集運搬業者及び搬入頻度
- (3) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）を使用すること。
- (4) 容器及び梱包材の状態や感染性廃棄物の性状が委託契約内容と異なる等通常と異なっている場合、及び産業廃棄物管理票（マニフェスト）の記載に問題がある場合等の対処方法について、あらかじめ排出事業者及び収集運搬業者と打ち合わせておくこと。また、異常時には排出事業者及び収集運搬業者と連絡を取り合い、適切に対処すること。

### 3.3 排出事業者に対する協力依頼

感染性廃棄物を排出する医療関係機関等に対しては、作業中の感染や環境汚染等の危険を防止するために次のように区分して排出するよう協力を得ること。

焼却時に有害ガスが発生しない材質でフタにはゴムパッキンや粘着パッキン等が装着された容器を用いるよう協力を得ること。

#### 3.3.1 感染性廃棄物の区分

感染性廃棄物は、「鋭利なもの」、「固形状のもの」、「液状又は泥状のもの」の3種類に区分すること。それらに区分しないで一括収納する場合は、同一の施設で処分する場合に限るものとし、各感染性廃棄物の性状に適した材質等を併せ持つ容器を用いなければならない。

#### 3.3.2 表示

感染性廃棄物であることを識別できるよう容器に表示すること。感染性廃棄物の区分が判別できるようにその内容を明示すること。

また、非感染性廃棄物の梱包容器には、容器に非感染性廃棄物であることをラベル等により表示すること。

#### 3.3.3 鋭利な感染性廃棄物の収納

注射針、メス等の鋭利なものは、作業員への感染事故等を防止するために、耐貫通性かつ耐水性で、さらに処分に適した容器及び梱包材に入れて密閉すること。なお、プラスチック袋を使用する場合には、透明な袋を使用すること。

#### 3.3.4 固形状の感染性廃棄物の収納

固形状のものは、耐水性でかつ運搬作業に耐え得る物理的強度を有すると同時に、処分に適した容器もしくは梱包方法により密閉すること。

### 3.3.5 液状又は泥状の感染性廃棄物の収納

液状又は泥状のものは、廃液等が漏出しないよう密閉でき、かつ処分に適した容器を使用すること。

### 3.3.6 区分しない場合の収納

鋭利なもの、固形状のもの、液状又は泥状のものを区分しないで、一括収納する場合は、耐貫通性があり廃液等が漏出せず、さらに処分に適した堅牢な密閉容器を使用すること。また容器のわかりやすい位置に一括収納であることを表示すること。

### 3.3.7 処理の委託に係る通知文書

あらかじめ委託しようとする感染性廃棄物の種類、数量、性状、荷姿、取扱上の注意事項を記載した文書を交付すること。

## 3.4 病原性及びその他の危険性に対する注意

感染性廃棄物の取扱いにあたっては、病原体によって処分に従事する職員の健康及び周辺の生活環境を損なうことがないように、十分に注意すること。また、感染性廃棄物には有害化学物質や引火性物質等を含む場合もあるので、その取扱いにあたっては、有害性や引火性等についても十分に注意すること。

特に次の事項について注意すること。

- (1) 容器及び梱包材を破損、汚損しないように丁寧に扱うこと。
- (2) 感染性廃棄物は、容器及び梱包材に収納したまま取扱うこと。
- (3) 残渣、排ガス、排水等によって病原体が環境中に放出されないよう、処分を適正に行うこと。
- (4) 感染性廃棄物の性状と組成を正確に把握すること。
- (5) 火気の手扱いに注意すること。
- (6) 薬品等が付着したプラスチック類は、ケミカルハザード、特別管理産業廃棄物として処理すること。

## 4 管理

### 4.1 従業員の教育

感染性廃棄物の処分を行う業者は、全従業員に対して必要な教育・訓練を継続的かつ計画的に実施し、感染性廃棄物の適正な処理に必要な知識及び技能を保持させること。

教育・訓練の項目は次の例を基本とする。

#### 4.1.1 感染性廃棄物の化学性状、物理性状及び環境関係法令等に関する知識及び技能

感染性廃棄物を取扱うために必要な物理、化学等の基礎知識、及び法律等について習得する。



#### 4.1.2 微生物、感染症及び感染症の予防等に関する知識及び技能

感染性廃棄物の持つ危険性とその対象について認識する。

#### 4.1.3 毒劇物及び危険物に関する知識及びその取扱いに関する技能

医療機関から排出される廃棄物には感染性以外の危険性もあるため、引火性、毒性等感染性以外の危険性について認識する。

#### 4.1.4 感染性廃棄物の取扱いに関する知識及び技能

容器及び梱包材の知識、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の記載項目に対する知識、非常時の対処方法等感染性廃棄物の日常の取扱い方法について習得する。

#### 4.1.5 処理施設の運転及び維持管理等に関する知識及び技能

処理施設の運転方法、検査方法、種々の測定データの解析方法、業務日誌の記載方法、非常時の対処方法等、処理施設の日常の運転に必要な知識及び技能について習得する。

#### 4.1.6 労働安全衛生に関する知識及び技能

安全に日常業務を遂行するための知識、業務上の危険性及び不測の事態が発生した場合の対応方法等を習得する。

### 4.2 手順書

感染性廃棄物の処分を行う処分業者は、感染性廃棄物の取扱いの詳細な手順書を策定し、それに従って業務を行うこと。

## 5 処理施設における感染性廃棄物の取扱い

### 5.1 感染性廃棄物の受入

感染性廃棄物の受け入れにあたっては、感染性廃棄物の種類、数量、性状、取扱い方法等を記載した産業廃棄物管理票（マニフェスト）を確認のうえ、容器及び梱包材の破損や内容物の漏出等にも注意を払うこと。万一容器及び梱包材の破損や内容物の漏出等が生じた際には、速やかに収集運搬業者及び排出側の管理担当者もしくは管理責任者と協議のうえ、消毒及び洗浄等必要な措置を講ずること。

### 5.2 感染性廃棄物の取扱い

施設内での感染性廃棄物の取扱いにあたっては、従業員が感染するおそれのない方法で行うこと。

特に次の事項について注意すること。

- (1) 感染性廃棄物が非感染性廃棄物を汚染することがないように、それぞれを区分して取扱うこと。区分して取扱わない場合は、非感染性廃棄物であっても感染

性廃棄物として取扱うこと。

(2) 感染性廃棄物は、容器及び梱包材に収納された状態のまま取扱うこと。

(3) 容器及び梱包材を破損しないよう、注意して丁寧に取扱うこと。

### 5.3 容器及び梱包材の再使用の禁止

感染性廃棄物を収納した容器及び梱包材は、感染性廃棄物を収納したまま処分するものとし、容器及び梱包材の再使用は行わないこと。

### 5.4 移し替えの禁止

容器及び梱包材に入った感染性廃棄物は、感染を防止する観点から、他の容器及び梱包材に移し替えないこと。

### 5.5 感染性廃棄物の保管

感染性廃棄物の保管を行う際には、次の事項に注意すること。

(1) 施設に搬入された感染性廃棄物は、速やかに処分すること。やむを得ず感染性廃棄物を保管する場合は、可能な限り少量とし、定められた保管場所で行うこと。

(2) 感染性廃棄物は、排出事業者を特定できる状態を保ち、整頓して保管すること。また、先に保管庫に入れたものから順次焼却処分すること。さらに、入庫量及び出庫量を記録し、保管量を常に把握し、過剰な在庫を防止すること。

(3) 感染性廃棄物の保管場所には、管理者をおくこと。

#### 5.5.1 保管施設

感染性廃棄物処理のための保管を行う施設は、次に示す構造であること。

(1) 保管物が風雨にさらされず、関係者以外の人間、犬、猫等が侵入できない建屋とし、施錠すること。

(2) 保管物を清潔に保ち、悪臭、ねずみの生息および害虫の発生を防止すること。また廃液等が地下に浸透することがないように、床を設けるか舗装を施すこと。

(3) 常に洗浄ができるように給水栓等を設け、定期的に消毒すること。

(4) 腐敗するおそれのある感染性廃棄物を取扱う場合は、冷蔵設備を設け、感染性廃棄物の腐敗を防止すること。

(5) 感染性廃棄物保管庫であることを表示すること。

## 6 処理施設の運転

### 6.1 感染性廃棄物の供給

#### 6.1.1 焼却・熔融処理

感染性廃棄物供給装置は次の要件を備えるものであること。

- (1) 作業中の感染の危険性を避けるために、容器等のまま感染性廃棄物を投入できる構造であること。前処理破砕機を用いる場合は、破砕後、直接処理機に供給できる設備とすること。
- (2) 前処理破砕機を用いる場合は、当該破砕機を容易に滅菌することが可能な構造とすること。

#### 6.1.2 高圧蒸気滅菌、マイクロ波滅菌処理

感染性廃棄物供給装置は次の要件を備えるものであること。

- (1) 作業中の感染の危険性を避けるために、容器等のまま感染性廃棄物を投入できる構造であること。
- (2) 滅菌が確実に行われるように、前処理で破砕等を行うこと。その際に感染性病原体が飛散することのないようにすること。破砕後は直接処理機に供給できる設備とすること。
- (3) 前処理で破砕等を行う設備に対する滅菌が可能な構造とすること。

## 6.2 感染性廃棄物の処理

滅菌性確保ならびに生活環境の保全を図るため、各処理方式について、下記に示す要件を備えること。

#### 6.2.1 焼却・熔融処理

- (1) 連合会が作成する「ダイオキシン類発生抑制対策のための産業廃棄物焼却自主基準」を遵守すること。

#### 6.2.2 高圧蒸気滅菌処理

- (1) 121℃以上の温度条件で、20分間以上の処理を行うこと。
- (2) 滅菌状況を把握するため、*Bacillus stearothermophilus* (ATCC 7953) 又は *Bacillus subtilis var. niger* (ATCC 9372) 等の生物指標菌を用いたバイオロジカルインジケータ（以下、「B. I」という。）を感染性廃棄物と共に投入し、処理前と比較して処理後の微生物数が  $10^{-6}$  (99.9999%) 以下に減少することを確認すること。
- (3) B. I の測定頻度は、原則として「2ヶ月に1度以上」とするが、施設の処理量、稼働状況等により2ヶ月に1度以上の頻度が難しい場合には、これと同等の滅菌性を確保できる測定頻度を自社で定めること。ただし、施設稼働開始時や処理施設の変更等の際は、これによらず処理の安定性を確認できるよう測定頻度を自社で設定すること。
- (4) 上記、生物指標菌が  $10^{-6}$  (99.9999%) 以下に減少していない場合は、適切な改善策を講じるとともに、再度感染性廃棄物の処理を行うこと。
- (5) 処理対象物は病理廃棄物以外の感染性廃棄物とすること。

(6) 滅菌処理後の残渣は廃棄物として、リサイクル、焼却等、適正に処理すること。

### 6.2.3 マイクロ波滅菌処理

- (1) 95℃以上の温度条件で、30分間以上の処理を行うこと。
- (2) 滅菌状況を把握するため、*Bacillus stearothermophilus* (ATCC 7953) 又は *Bacillus subtilis var. niger* (ATCC 9372)等の生物指標菌を用いた B.I を感染性廃棄物と共に投入し、処理前と比較して処理後の微生物数が  $10^{-6}$ (99.9999%)以下に減少することを確認すること。
- (3) B.I の測定頻度は、原則として「2ヶ月に1度以上」とするが、施設の処理量、稼働状況等により2ヶ月に1度以上の頻度が難しい場合には、これと同等の滅菌性を確保できる測定頻度を自社で定めること。測定頻度を自社で定めること。ただし、施設稼働開始時や処理施設の変更等の際は、これによらず処理の安定性を確認できるよう測定頻度を自社で設定すること。
- (4) 上記、生物指標菌が  $10^{-6}$  (99.9999%) 以下に減少していない場合は、適切な改善策を講じるとともに再度適切な処理を行うこと。
- (5) 処理対象物は病理廃棄物、液状・泥状の廃棄物以外の感染性廃棄物とすること。
- (6) 滅菌処理後の残渣は廃棄物として、リサイクル、焼却等、適正に処理すること。

## 7 主な測定項目と関係法令

### 7.1 焼却・溶融処理

測定試験は、次に示す項目について、各関係法令や地域で定められた頻度で実施すること。また、関係法令において項目毎に定められた基準を遵守すること。

表1 焼却・溶融処理に係る測定項目と関係法令

測定項目		関係法令
排ガス	HCl	大気汚染防止法
	NOx	
	SOx	
	ばいじん	
	ダイオキシン類	ダイオキシン類対策特別措置法
燃え殻、ばいじん	有害物質の溶出量	金属を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令
	ダイオキシン類	ダイオキシン類対策特別措置法
燃え殻 (溶融処理は除く)	熱しゃく減量	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則
排水	水質	水質汚濁防止法
	ダイオキシン類	ダイオキシン類対策特別措置法

悪臭	特定悪臭物質又は臭気指数	悪臭防止法
騒音		騒音規制法
振動		振動規制法

## 7.2 高圧蒸気滅菌・マイクロ波滅菌処理

測定試験は、次に示す項目について、各関係法令や地域で定められた頻度で実施すること。また、関係法令において項目毎に定められた基準を遵守すること。

表2 高圧蒸気滅菌・マイクロ波滅菌処理に係る測定項目と関係法令等

測定項目		関係法令等
B. I	生物指標菌	感染性廃棄物の処理において有効であることの確認方法について（平成10年12月9日衛環第97号）（厚生省生活衛生局環境整備課長通知）
悪臭	特定悪臭物質又は臭気指数	悪臭防止法

## 8 処理料金

契約に先立って排出事業者毎に処分料金を提示すること。なお、提示する料金は、適正処理に必要な費用の積算に基づくものとする。

## 9 記録及び保存

感染性廃棄物の処分については排出事業所、取扱い数量、搬入業者、運転者名、搬入車両番号、搬入年月日、処理年月日、作業員名等、各社で定めた事項を記録し、法に定められた帳簿類、産業廃棄物管理票（マニフェスト）同様にそれらを年度毎に閉じて、5年間保存すること。

## 10 安全対策

### 10.1 安全対策の必要性

感染性廃棄物を取扱う従業員に対しては、安全に日常業務を遂行するため、ならびに不測の事態が発生した場合に、迅速でかつ適切な措置を講じることができるように、特に感染予防を中心として安全対策を講じておかなければならない。

### 10.2 安全衛生管理

危険予知訓練（KYT）の奨励等、安全衛生管理体制の向上に努めるとともに、連合会が作成する「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説」等を用いて社内体制を

構築するとともに、「安全衛生チェックリスト」により定期的なチェックを行うこと。

平成18年4月より、労働安全衛生法にリスクアセスメントの実施が努力義務規定として設けられた。処分業者は危険性又は有害性等の調査の実施とその結果に基づき、必要な措置を講ずること。

### 10.3 感染性の認識

血液、体液等の混入又は付着したものは、感染の危険性のあるものとして、細心の注意を払い取扱うこと。また、排出事業者及び収集運搬業者と事前に打ち合わせをし、感染性廃棄物の性状等を十分把握すること。

### 10.4 感染性廃棄物の流出、飛散防止

容器や梱包等の状態を常に把握し、感染性廃棄物の流出及び飛散を防止すること。もし流出又は飛散した場合は、速やかに汚染場所の消毒及び洗浄を行い、関係機関に連絡すること。

### 10.5 健康管理

感染性廃棄物を取扱う従業員に対しては、常に健康状態を把握するとともに、最低年1回定期検診を行い、その際にHBs抗体価等の測定及び予防接種などを行うこと。

### 10.6 作業管理

感染性廃棄物を取扱う場合は、ゴム又はビニール製あるいは革製の手袋等の必要な保護具を着用すること。また、流水での手洗いを頻繁に行うとともに、常に作業場の清掃、消毒等を行うこと。

### 10.7 応急措置

日常業務での感染事故は、正しい知識を持ち、注意事項を遵守しておけばほとんど避けられる。また、汚染を受けた場合でも、適切な措置が速やかにとられることで大部分の感染、発症が防止できる。

感染性廃棄物を取扱ううえでの、針刺し、やけど、発火・発煙等の事故が発生した場合の応急措置の例は以下のとおりである。これらの応急措置方法を各社で定めておくこと。

#### 10.7.1 針刺し

針刺し事故が発生した場合には、直ちに、流水で十分洗浄しながら、血液を絞り出した後、直ちに専門医の診察を受けること。

#### 10.7.2 やけど

大量の流水で15分以上洗浄すること。その後早急に専門医による治療を受けること。

### 10.7.3 発火・発煙等

感染性廃棄物が発火又は発煙した場合は、直ちに消火に努め、被害の拡大を防止する措置を講ずること。なお、消火器の操作が十分行えるよう訓練しておくこと。

感染性廃棄物処理指針  
—感染性廃棄物処理自主基準改訂版—

---

平成 21 年 5 月 発行

作成：社団法人全国産業廃棄物連合会医療廃棄物部会

発行：社団法人全国産業廃棄物連合会

〒106-0032 東京都港区六本木 3 丁目 1 番 17 号  
第 2AB ビル 4F

電 話 03-3224-0811

ファックス 03-3224-0820

---